

委第5号議案

富岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

別紙議案を、富岡市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年11月30日提出

提出者 富岡市議会議会運営委員会
委員長 柳澤 敦

富岡市議会議長 相川 求 様

提 案 理 由

重大な感染症のまん延の防止の措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の招集場所への招集が困難と判断される実情がある場合において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した会議を開催することに関し必要な事項を定めるもの。

富岡市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

富岡市議会委員会条例（平成18年富岡市条例第220号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（会議開催の特例）</u></p> <p>第14条の2 委員長は、<u>重大な感染症まん延の防止の措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の招集場所への招集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議を開催することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、委員は、会議にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>（定足数）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 <u>前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第29条第1項に規定する出席委員とする。</u></p> <p>（秘密会）</p> <p>第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、第14条の2第1項の規定により開催するオンラインを活用した会議は、秘密会とすることができない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（定足数）</p> <p>第15条 略</p> <p>（秘密会）</p> <p>第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。